**仕様書**

**１　委託件名**

文京区自転車活用推進計画等策定支援業務委託

**２　委託期間**

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**３　委託箇所**

文京区管内

**４　業務内容**

⑴　計画準備

本事業計画の内容、本事業の内容を十分に理解し、業務概要、実施方針、実施体制、業務工程等について記載した業務計画書を作成する。

⑵　上位計画等関連計画の整理

国や都が定めた自転車活用推進計画、本区の関連する計画、自転車に関連する各種計画等の整理を行う。

⑶　現況分析

地域の交通基盤（道路網、公共交通網及び既存の自転車通行空間等）、交通特性（自動車、自転車等の利用状況及び事故発生状況等）、道路空間の状況、交通規制の状況、地勢（地形の起伏及び人口分布・年齢階層等）及び施設立地状況（学校、商業施設及び観光スポット等）等について収集し整理する。

⑷　自転車利用実態調査

区民等（在住、在勤、在学、事業者や来訪者など）へのアンケート調査を行い、自転車の利用実態や意識・意向、自転車利用に関する課題や要望等を整理する。

⑸　自転車に関する課題の整理

⑵、⑶での現状分析、⑷でのアンケート調査結果を踏まえ、計画策定のための課題を整理する。

⑹　文京区自転車活用推進計画の検討

ア　基本方針及び計画目標の検討

関連計画や、自転車に関する現状・課題を踏まえるとともに、国、都の推進計画の目標を勘案した上で基本方針と計画目標を検討する。

イ　計画策定に向けた実施すべき施策の検討

現状課題の改善に向けた実施すべき施策の検討に向けて、連携を図る必要がある関係各課への調書調査、ヒアリング調査等を通じ、効果的な取組を整理するとともに、実際に事業を実施するための施策スケジュールや役割分担等を整理する。

ウ　推進体制、計画のフォローアップ及び見直し方法の検討

施策を総合的・計画的に推進していくための推進体制を検討する。また、計画のフォローアップおよび見直し手法について検討する。

エ　文京区自転車活用推進計画の作成

上記の検討結果を踏まえ、現状と課題、計画の目標、実施すべき施策をまとめた「文京区自転車活用推進計画（案）」を作成し、協議会やパブリックコメントの結果を反映し「文京区自転車活用推進計画」を作成する。

⑺　文京区自転車ネットワーク計画の検討

ア　基本方針及び計画目標の設定

現況分析結果及び上位計画等を踏まえ、自転車ネットワーク計画の基本方針と計画目標を設定する。

イ　自転車ネットワーク計画路線の選定

基本方針を踏まえ、計画目標の達成のために必要となる面的な自転車ネットワーク計画路線を選定する。

ウ　整備形態の選定

選定した自転車ネットワーク計画路線について、道路の幅員、交通状況等を踏まえた整備形態（暫定的な整備形態及び将来の整備形態）を選定する。

エ　整備優先度の検討

基本方針及び計画目標の観点や整備形態の選定結果、関連事業のスケジュール等を踏まえ、整備優先度を検討する。

⑻　協議会運営支援（4回程度）

計画の策定に当たり開催する文京区自転車活用推進委員会（仮）における資料作成、会議出席、議事録作成、会議要旨の作成、意見とりまとめ、指摘事項の修正等を行う。

⑼　庁内会議の運営支援（4回程度）

協議会に先立ち行われる庁内会議の運営支援を行う。具体的には、会議資料の作成、議事録の作成及び会議における指摘事項の修正等を予定している。

⑽　パブリックコメント運営支援

区民の意見を聴くためにパブリックコメントを実施するが、そのための資料の作成及び区民から寄せられた意見への回答支援を行い、必要に応じて計画への反映を行う。

ア　打合せ協議（初回、中間10回想定、納品時）

イ　報告書取りまとめ

**５　成果品**

⑴　協議会資料（A4版・カラー1部、Microsoft PowerPointデータ　5回分）

⑵　協議会議事録（A4ファイル1部）

⑶　報告書（キングファイル綴じ1部）

⑷　自転車活用推進計画書及び自転車ネットワーク計画書（A4カラー　50ページ程度　製本　100部）

⑸　自転車活用推進計画書及び自転車ネットワーク計画書概要版（A4カラー　2ページ程度　200部）

⑹　電子データ一式　1部

**６　注意事項**

⑴　本仕様書に定められていない事項については、東京都建設局「設計委託標準仕様書」（最新版）を遵守すること。

⑵　本委託における主任技術者は、次に掲げるいずれかの技術資格を有する者とすることとし、着手前に証明書類等を提出すること。

ア　技術士総合技術監理部門

イ　技術士建設部門（都市及び地方計画）又は（道路）

ウ　ＲＣＣＭ（都市及び地方計画）又は（道路）

⑶　本委託の実施に際し、実施体制、全体工程、作業実施日、作業手順等必要な事項をまとめた委託作業実施計画書を作成し、区事業執行担当者の承諾を受けること。

⑷　打合せ協議は主任技術者と担当者技術者が必ず出席するものとし、出席しない場合は実施回数に含めない。

⑸　発注者との業務内容に関する連絡（電話やEメール等）は、必ず主任技術者または担当技術者が行うものとし、内容については情報共有を徹底すること。

⑹　「 5 成果品（6）」における電子ﾃﾞｰﾀ一式はMicrosoft社のMicrosoft Excel 、Microsoft Word、Power Point等の使用可能な形式及びPDF形式で提出すること。また、表やグラフ等はその元データも提出すること。

⑺　完了検査終了後であっても、成果品に誤りが発覚した場合には、受託者の責任において速やかに訂正すること。

**７　完了**

本委託は、完了検査に合格したときに完了する。

**８　支払方法**

検査合格の後、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。

**９　その他**

⑴　本仕様書の内容に疑義が生じたときは、区契約事務担当と協議の上決定する。

⑵　上記⑴に関することを除く契約履行上の打合せに関しては、区事業執行担当者と行うこと。

⑶　調査・計画内容及び成果品等の著作権は、文京区に帰属するものとし、区の許可なく複製、貸与等を行ってはならない。

⑷　本契約の履行に当たり、自動車を使用又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

⑸　本契約の履行に当たり、ハイブリッド車等の自動車を使用又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。

⑹　本委託の履行に当たり、文京区個人情報の保護に関する条例(平成5年3月文京区条例第6号)を遵守するとともに、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑺　本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則(平成15年6月文京区規則第50号)を遵守すること。

⑻　本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。

⑼　本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。

⑽　本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（平成29年3月14日28文総総第1311号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

**10　連絡先**

　　区契約事務担当　総務部契約管財課契約係　　　　　　（直通）03-5803-1150

事業執行担当者　土木部管理課交通安全係　　　吉田　（直通）03-5803-1244